

【1981年9月18日】児童手当制度に関する特例措置案について（答申）

社会保障制度審議会

昭和56年9月18日

厚生大臣 村山達雄殿

社会保障制度審議会

会長 大河内一男

児童手当制度に関する特例措置案について（答申）

昭和56年8月28日厚生省発児第173号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の諮問は、国の財政再建期間中、児童手当について所得制限額及び給付に関して特例措置を講じようとするものであるが、児童手当制度の将来における基本的な構想がないままに、主として国の財政上の見地からなされた予算上の一定の枠を前提として、このような措置をとろうとしている点は遺憾である。しかし、所得制限の改正に際して被用者に対し特例的な給付を行うことによって、被用者以外の者との間に支給率の均衡を図ろうとしている点については、新しい工夫のあとが認められる。

3か年にわたり事実上制度の凍結を行おうとする異例の措置には、疑問がもたれる。今日、児童手当制度については各方面から各種の論議がなされているところであるので、財政再建期間の満了を待つことなく速やかに制度の再検討に着手し、我が国将来の社会経済情勢を見通した制度の実現に努められたい。

なお、所得制限については、各制度間の均衡、給付額との関係、所得の把握の仕方など種々議論があるので、今後、社会保障制度全般にわたり基本的な検討を行い、その公正を図るべきである。